神奈川県最低賃金に関する意見書の提出について

神奈川県最低賃金に関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成28年6月28日提出

秦野市議会環境都市常任委員会 委員長 野 田 毅

提案理由

最低賃金制度を、地域や小売業等の実態を踏まえたきめ細やかな制度とし、 地域間や業種別による不均衡の是正を図ることについて、国や県に意見書を提 出するものであります。

神奈川県最低賃金に関する意見書

近年の各種景気動向調査報告では、景気は穏やかに回復していると言われているが、秦野商工会議所の中小企業景況調査等での業況感は、売上減少、人件費の負担増などで収益は圧迫され、経営基盤の脆弱な小売業・飲食サービス業の中小企業・小規模事業者は価格転嫁が難しく、厳しい経営状況にある。

日本再興戦略等に掲げた経済の好循環を実現するため、政府により、大企業を中心に月例賃金の引き上げ等の働きかけが行われていることは承知しているが、中小企業・小規模事業者にとって、最低賃金の引き上げは深刻な問題である。

また、神奈川県内は、東京都に隣接する横浜市、川崎市等の都市部と、県西、 県北部を比較すると、公務員の地域手当や、最低賃金決定に当たって考慮すべ き要素の一つである生活保護費が、級地を設け受給額が異なることから、物価 や賃金に格差があることは明らかである。

現在、最低賃金は、県内同一賃金額となっており、特に県境の地域においては、同じ地域経済圏にありながら、隣接している県の企業との競争に著しい不利益が生じている。

したがって、最低賃金制度についても、地域ごとの中小企業・小規模事業者の実態や、経営基盤の脆弱な小売業や飲食サービス業等の状況をよく調査され、公務員の地域手当や生活保護の級地制度と同様にきめ細やかな制度を導入し、地域間や業種別における不均衡の是正を図るよう要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月28日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 様 厚生労働大臣 神奈川県知事

秦野市議会議長 川 口 薫